

令和7年7月1日改定

**ユニット型指定地域密着型
介護老人福祉施設重要事項説明書
(地域密着型特別養護老人ホームさんすまいる唐原)**

当施設は介護保険の指定を受けています。
(福岡市指定 第4090800329号)

当施設はご契約者に対して指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当介護老人福祉施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。但し、「要介護1～2」と認定されている方でも特例入所と判定された方はその限りではありません。

☆☆目次☆☆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
6. 利用中の医療の提供について	11
7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	12
8. 成年後見人・身元引受人	15
9. 苦情の受付について	15
10. 施設利用の留意事項	16
11. 緊急やむを得ない場合の身体拘束について	17
12. 高齢者虐待防止について	17
13. 看護職員と介護職員の連携による医療ケア	18
14. 緊急時等の対応	18
15. 事故発生時の対応	18
16. 損害賠償について	19
17. 非常災害対策について	19
18. 運営推進会議について	19
19. 第三者による評価の実施状況	19

1. 施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 未来クリエイト
(2)法人所在地 福岡県福岡市東区7丁目15番51号
(3)電話番号 092-682-2228
(4)代表者氏名 理事長 池田 浩行
(5)設立年月日 昭和53年10月01日

2. ご利用施設

- (1)施設の種類 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設・平成27年10月 1日指定
福岡市第4090800329号
- (2)施設の目的 地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるように支援致します。
- (3)施設の名称 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム さんすまいる唐原)
- (4)施設の所在地 福岡県福岡市東区東原7丁目15番51号
- (5)電話番号 092-682-2228 FAX 092-682-2234
- (6)施設長(管理者)氏名 池田 浩行
- (7)当施設の運営方針 施設入居者の人権を尊重し、保健・福祉・医療の連携、地域及び地域住民との連携の強化に努め高齢者が地域社会において安心して生活を送ることができるよう支援致します。又、施設入居者の生活支援において、家庭的な雰囲気の中、地域との触れ合いや個々の生活スタイルに配慮し、(利用者、家族、施設(職員))が信頼で結びつき心で触れ合いながら、その人らしい生活ができる暮らしを目指します。そして常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう職員の研修・研究により専門性の向上に努めます。
- (8)開設年月日 平成27年10月 1日
- (9)入 居 定 員 16名 ユニット 16名(個室 8名の2ユニット)

3. 居室の概要

- (1)当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	16室	8名の小規模生活単位が2ユニット
共同生活室(食堂含む)	2箇所	各ユニットに設置

浴室(個浴)	3室	一般浴槽
浴室	1室	機械浴
機能訓練室	1室	
医務室	1室	

☆ユニット型個室には各居室内に洗面台・トイレは備え付けてあります。

★居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を検討、決定させていただきます。また、ご契約者の心身の状況により居室の変更を相談させていただく場合があります。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

貸テレビ・持テレビ・ラジオ・電気毛布・アンカ等電気使用品等

※上記は介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、利用者等に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》* 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名
2. 介護職員	6名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上
6. 介護支援専門員	1名以上
7. 医師	必要数
8. 管理栄養士	1名以上

*必要に応じる予算の範囲内でその他職員を置くことが出来るものとします。

《主な職種の勤務体制》

職種	勤務体制
施設長(管理者)	日勤： 08:00～17:00
医師	毎週： 水曜・土曜 週2回 13:00～14:30
介護支援専門員	日勤： 08:00～17:00
生活相談員	日勤： 08:00～17:00
管理栄養士	日勤： 08:30～17:30
機能訓練指導員	日勤： 08:30～17:30
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 07:00～16:00 1名 日勤： 08:30～17:30 1名 遅出： 10:00～19:00 1名 夜勤： 17:30～09:30 1名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 07:00～16:00 1名 日勤： 08:00～17:00 1名 遅出： 09:00～18:00 1名 遅出： 10:00～19:00 1名

＜配置職員の職種＞

施設長……………合理的かつ効率的な経営を行います。併せて、入居者、職員等の処遇及び管理を行います。

医 師……………入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

介護支援専門員…入居者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

他職種の職員が兼ねる場合もあります。

生活相談員……入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

管理栄養士……入居者の栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導を行います。

機能訓練指導員…入居者の機能訓練を担当します。

介護職員…………入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員…………主に入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助等も行います。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金が全額ご契約者に負担いただく場合があります。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割又は8割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事

- ・当施設では栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事を取って頂くことを原則としています。
- ・ご契約者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供できるよう配慮致します。
- ・ご契約者の身体の状態により特別食(糖尿食・潰瘍食等)をご利用できます。
但し、療養食加算として別途6単位／食が加算されます。

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ご契約者の意向や状態に合わせた入浴を行うよう配慮致します。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練士により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師並びに看護職員が、健康管理を行います。また、看護職員等との24時間連絡体制を確保すると共に管理医師、協力病院と情報を共有し、円滑且つ適切な医療が受けられるよう支援致します。

⑥ 口腔ケア

- ・毎食後の口腔衛生を保つため、口腔ケアの形態に問わず、本人に適した援助を行います。

⑦ 整容

- ・時間帯及び季節に適した衣類の交換を援助致します。また、整髪、爪切り等も適宜援助致します。

⑧ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室食事にかかる自己負担額の合計金額をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

I. 基本料金

i. ユニット型個室（1割）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	¥7,022	¥7,733	¥8,516	¥9,007	¥9,979
介護保険から給付される金額	¥6,320	¥6,960	¥7,665	¥8,106	¥8,982
利用者負担額	¥702	¥773	¥851	¥901	¥997

ii. ユニット型個室（2割）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	¥7,022	¥7,733	¥8,516	¥9,007	¥9,979
介護保険から給付される金額	¥5,618	¥6,187	¥6,814	¥7,205	¥7,985
利用者負担額	¥1,404	¥1,546	¥1,702	¥1,802	¥1,994

iii. ユニット型個室（3割）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	¥7,022	¥7,733	¥8,516	¥9,007	¥9,979
介護保険から給付される金額	¥4,916	¥5,414	¥5,963	¥6,304	¥6,988
利用者負担額	¥2,106	¥2,319	¥2,553	¥2,703	¥2,991

Ⅱ. 加算料金

○体制加算(共通して加算される費用)

加算項目	単位	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
看護体制加算(Ⅰ)イ	12	¥13	¥25	¥38
看護体制加算(Ⅱ)	23	¥24	¥48	¥72
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46	¥48	¥96	¥144
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3/月	¥4	¥7	¥10
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13/月	¥14	¥28	¥41
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40/月	¥42	¥84	¥126
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	¥53	¥105	¥157
安全対策体制加算(1回限り)	20	¥21	¥42	¥63
栄養マネジメント強化加算	11	¥12	¥23	¥35
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	¥95	¥189	¥283
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	¥115	¥230	¥345
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	¥13	¥25	¥38
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20/月	¥21	¥42	¥63
自立支援促進加算	300/月	¥314	¥627	¥941
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	¥7	¥13	¥19
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	合計単位数の8.3%を加算			

○個別加算(該当者のみに加算される費用)

加算項目	単位	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
看取り加算(Ⅰ)				
死亡日以前31日以上45日以下	72	¥76	¥151	¥226
死亡日以前4日以上30日以下	144	¥151	¥301	¥452
死亡日前日及前々日	680	¥711	¥1422	¥2132
死亡日	1280	¥1338	¥2676	¥4013
看取り加算(Ⅱ)				
死亡日以前31日以上45日以下	72	¥76	¥151	¥226
死亡日以前4日以上30日以下	144	¥151	¥301	¥452
死亡日前日及前々日	780	¥816	¥1631	¥2446
死亡日	1580	¥1652	¥3303	¥4954

配置医師緊急時対応加算				
早朝・夜間の場合	650	¥ 680	¥ 1359	¥ 2038
深夜の場合	1300	¥ 1359	¥ 2717	¥ 4076
外泊時費用	246	¥ 257	¥ 514	¥ 771
初期加算(入所日より 30 日以内)	30	¥32	¥63	¥94
再入所時連携加算	200/回	¥ 209	¥ 418	¥ 627
経口維持加算(Ⅰ)	400	¥418	¥836	¥1,254
経口維持加算(Ⅱ)	100	¥105	¥209	¥314
療養食加算	6	¥7	¥13	¥19
配置医師緊急時対応加算1	650	¥680	¥1,359	¥2,038
配置医師緊急時対応加算2	1,300	¥1359	¥2,717	¥4,076
排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月	¥11	¥21	¥32
排せつ支援加算(Ⅱ)	15/月	¥ 16	¥ 32	¥ 48
排せつ支援加算(Ⅲ)	20/月	¥ 21	¥ 42	¥ 63
ADL 維持等加算(Ⅰ)	30	¥ 32	¥ 63	¥ 94
ADL 維持等加算(Ⅱ)	60	¥ 63	¥ 126	¥ 189
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10/月	¥11	¥21	¥32
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5/月	¥ 5	¥ 10	¥ 15

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆利用者等が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。

サービス利用料金	2,570 円
1－1. 介護保険から給付される金額(1割負担)	2,313 円
1－2. 自己負担額(1割負担)	257 円
2－1. 介護保険から給付される金額(2割負担)	2,056 円
2－2. 自己負担額(2割負担)	514 円
3－1. 介護保険から給付される金額(3割負担)	1,799 円

3-2. 自己負担額(3割負担)	771 円
------------------	-------

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者等の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事

当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。但し、御面会時等、ご本人様と一緒にお食事を摂って頂く事も可能ですのでお気軽にご相談下さい。1 階別室をご用意致します。

(食事時間) 朝食:8:30～ 昼食:12:00～ 夕食:17:30～

食費(利用者負担限度額で金額が異なります)

1, 650円/日

第1段階	300円/日
第2段階	390円/日
第3段階①	650円/日
第3段階②	1, 360円/日

特別な食事(嗜好品等)をご希望の場合はご相談下さい。健康状態等を勘案させて頂き、その要した費用の実費を頂くことがあります。

②部屋の提供

居住費(利用者負担限度額で金額が異なります)

ユニット個室 2, 200円/日

	ユニット個室
第1段階	880円/日
第2段階	880円/日
第3段階①	1, 370円/日
第3段階②	1, 370円/日

③理髪・美容

[理髪サービス]週に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金:実費

[美容サービス]週に1回、美容師の出張による美容サービス(調髪、パーマ、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金:実費

④レクリエーション活動

利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

利用料金：利用者等の希望により行う活動費用は実費とします。

＜例＞主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容(例)	備考
1月	1日－お正月(おせち料理をいただき、新年をお祝いします。)	
2月	3日－節分(施設内で豆まきを行います。)	
3月	3日－ひなまつり(おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。)	飾り代等 実費有り
3～4月	お花見・バスハイク(施設庭園の桜下でのお花見)	入館料等 実費有り
通年	希望を考慮したバスハイク(お買い物等)	入館料等 実費有り
7月～8月	夏祭り	
9月	上旬－敬老会	
12月	下旬－クリスマス会	

⑤ 入院時の居室料

入院中は居室料のみ実費とします

短期入所生活介護に活用した場合は、ご負担いただく必要はありません。

⑥契約書第 19 条に定める所定の料金

利用者が契約終了(施設退所等)後は、速やかに居室の明け渡しをお願いいたします。仮に次にご入所される利用予定の方がいらっしゃる場合には、施設職員にて居室の整理をおこない、残存荷物はおまとめさせていただきます。

その後も、2週間以内にお荷物の引き取りがない場合には、施設側で処分をさせていただきます。その際、処分代金が必要なものに関しては実費でご請求をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

ユニット個室

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費	7,022 円	7,733 円	8,516 円	9,007 円	9,979 円
食 費	1,650 円				
居住費	2,200 円				

計	10,872 円	11,583 円	12,366 円	12,857 円	13,829 円
---	----------	----------	----------	----------	----------

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 5 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに、原則、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. Qネットによる金融機関口座からの自動引き落とし
イ. 下記指定口座への振り込み
福岡銀行本店営業部 普通預金5144229

6. 入所中の医療の提供について

嘱託医が必要に応じて対応いたします。

嘱託医

医療機関の名称	香椎の樹クリニック
所在地	福岡県福岡市土井 1 丁目 14 番 6 号
診療科	内科・心療内科・精神科・訪問診療
医療機関の名称	香椎療養所
所在地	福岡市東区香椎 1 丁目 9 番 15 号
診療科	精神科

また、利用者等の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

* 御家族様等の都合により協力医療機関外への受診を希望される場合は、御家族様での対応をお願いする事がありますので御了承下さい。

①協力医療機関

医療機関の名称	福岡輝栄会病院
所在地	福岡市東区千早4丁目14-40
診療科	脳神経外科、外科、形成外科、整形外科、 脊椎・脊髄外科、泌尿器科、眼科、消化器内科、 呼吸器内科、代謝・内分泌内科、放射線科

医療機関の名称	福岡記念病院
所在地	福岡市早良区西新1丁目1-35
診療科	救急科、外科、血管外科、心臓血管外科、消化器 外科、大腸・肛門外科、リウマチ科、リハビリテー ション科、内科、循環器内科、感染症内科、婦人 科、皮膚科、歯科口腔外科等

医療機関の名称	貝塚病院
所在地	福岡市東区箱崎7丁目7-27
診療科	内科、外科、腎透析科、整形外科、脳神経外科、 機能神経内科、神経内科、ストレス内科、麻酔 科、放射線科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	はすだ歯科医院
所在地	糟屋郡粕屋町長者原西1丁目7-8

7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

(契約書第13条参照)

- | |
|--|
| ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉 |
|--|

鎖した場合

- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者等から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者等からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、利用者等から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① 利用者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者等による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

☆利用者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合（外泊時費用）

1 ヶ月につき 6 日を限度として（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）所定単位数に代えて利用料金をご負担いただきます。

入院中のその他に関する介護費用負担はございません。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、入院直後でも契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

前述の入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3)円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

利用者が当施設を退所する場合には、利用者等の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者等に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用を負担していただきます。

8. 成年後見人・身元引受人(契約書第 20 条参照)

- (1) 身元引受人等にはこれまで最も身近にいて利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、この事は必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。
- (2) 身元引受人等には利用者の利用料等の経済的な債務については利用者と連帯してその債務の履行義務を負うことになります。又、こればかりでなく利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においてはその手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担等をおこない、さらには当施設と協力、連携して退所後の利用者受け入れ先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (3) 利用者が入所中に死亡した場合においてはそのご遺体や残置品の引取り等の処理についても身元引受人等がその責任で行う必要があります。又、利用者が死亡されてない場合でも入所契約が終了したあと当施設に残された残置物を利用者自身が引き取れない場合には身元引受人等にこれを引き取って頂く場合があります。これらの引き取りにかかる費用については利用者または身元引受人等にご負担いただきます。
- (4) 身元引受人等が死亡または破産宣告を受けた場合には事業者は新たな身元引受人を立てていただくために利用者にご協力をお願いする場合があります。

9. 苦情・相談の受付について(契約書第 23 条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 施設長 池田 浩行

○苦情受付窓口(担当者) 介護支援専門員 高見 七重

生活相談員 上田 雄介

(2) 当施設における相談の受付

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:00

(日曜日、夜間帯の受付や相談、連絡は受け付けておりません。)

○夜間帯の緊急連絡について

代表番号は留守電になるため下記の番号に連絡をお願いします。

5丁目(2階フロア)092-405-8083

(ユニットは、2階フロアより連絡を繋ぎます)

(3) 第三者委員による苦情受付

千原 昌己 (有限会社 ちはらファーマシー 代表取締役)

連絡先 福岡市東区香椎台1丁目6番8-101号

TEL 092-683-0747

(4)機関その他苦情受付機関

福岡市東区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市東区箱崎2丁目54-1 電話番号 645-1069/FAX 631-5025 受付時間 9:00~17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 博多区吉塚本町13-47 電話番号 642-7842/FAX 642-7854 受付時間 8:30~17:00
福岡県社会福祉協議会	所在地 春日市原町3丁目1-7クローバープラザ内6階 電話番号 584-3377/FAX 584-3369 受付時間 9:00~17:30

(5)要介護施設における虐待に関する行政の相談受付窓口

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 介護保険課	所在地 福岡市中央区天神1-8-1 電話番号 711-4319
--------------------------	------------------------------------

10. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限

入所にあたり、危険物は原則として持ち込むことができません。

※食品の差し入れについて

入所者の安全を守る為に、下記の物の持ち込み(差し入れ)をお断りさせていただきます。

○自宅からカットされた果物やご自宅で調理された食品

○生もの(刺身・お寿司・生卵・貝類)

○お餅・お団子・パン・飴玉・お酒

(2)面会

面会時間 13:00~15:00 月曜日~土曜日

※来訪者は、必ずその都度職員に届出の上、面会簿への記載をお願い致します。

(3)外出・外泊(契約書第22条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。可能な限りの支援及び対応を図らせて頂きます。但し、外泊期間中は外泊時費用として246単位/日(1割負担:約257円、2割負担:約514円)(介護保険から給付される費用の一部)と居住費をご負担頂きます。

(4)食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、

重要事項説明書 8(2)に定める食費は減免されます。

(5)施設・設備の使用上の注意(契約書第9条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6)喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(1階地域交流スペース自動販売機前)

(7)介護現場におけるハラスメント対策

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

1 職員に対する身体的暴力的(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例 コップを投げつける/蹴る/唾を吐く

2 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例 大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

3 職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

例 必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

※ 事業者は、1～3の掲げるいずれかの場合には、サービスの契約を解除することができます。

(8)防犯カメラについて

施設内には防犯上、カメラを設置しています。外からの侵入者抑制と万が一、入居者様の転倒 など事故が起きた際の記録や事故検討に役立つために設置しております。録画データは、捜査機関からの協力要請には応じさせていただきます。

11. 緊急やむを得ない場合の身体拘束について

特別養護老人ホームさんすまいる唐原に於いては、原則として身体拘束は行いません。但し、下記に掲げる全ての項目に該当する場合に限り、身体拘束廃止委員、本人及び家族を含めた検討を行い、実施内容・期間を明確に設け必要最小限内での実施とします。又、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明及び同意書」への署名捺印をお願いし、原則として1ヶ月毎の更新とすると共に身体拘束廃止委員会の開催にて必要性の有無を検討させていただきます。

- ① 切迫性 利用者本人、又は他の利用者等の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護法が無いこと
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

12. 高齢者虐待防止について

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 施設長 池田 浩行
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制の整備を行います
- (4) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成等適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア

当施設では、医療的ケアが必要となった場合、引き続き施設生活を送ることができ、また、医療的ケアが必要な方にも入所して頂けるよう、医療行為の一部を必要時に、医師・看護職員との連携の下で介護職員も実施させていただきます。

- (1) 対象となる医療的ケアの範囲は、口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の痰の吸引(口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度)と胃瘻、腸瘻、経鼻経管栄養による経管栄養(胃瘻・腸瘻の状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は看護職員がおこなう)です。
- (2) 介護職員が医療的ケアを実施するにあたっては、厚生労働省の通達要件を満たすよう以下の対応を行います。
 - ① 嘱託医から看護職員への指示を受け、看護職員と介護職員が連携・協働し、実施計画書の作成を行い、医療関係者による適切な医学管理を行います。

- ② 安全性確保のための委員会の設置やマニュアルの整備など体制を整えます。
- ③ 医療的ケアの水準を確保するために、継続的な研修・指導を行います。
- ④ 介護職員が医療的ケアを行うにあたっては、書面により同意を得た上で実施します。

14. 緊急時等の対応

- (1) 施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 施設は、前項の緊急時等の状況及びその際に採った処置を記録します。

15. 事故発生時の対応

施設は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

必要な措置とは施設内で行える処置や施設関係者による医学的判断に基づき、専門的な医学的対応が必要と判断した場合に協力医療機関やその他の医療機関等への受診対応を図るものです。

施設では常に利用者の方の心身の状態観察や把握に努めておりますが、様々な疾病を持たれた方の集団生活の場であり、転倒等の事故や発見の遅れによる状態の悪化についてご家族様(身元引受人)又は、後見人の方の了承を求めます。

※施設全体で事故の予防・防止については徹底して取り組んでおりますが、事故の発生する危険性もある事を充分にご理解下さい。

16. 損害賠償について(契約書第 10 条、第 11 条参照)

- (1) 当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者等に故意又は過失が認められる場合、第三者による専門的見解により事業所に過失がないと判断された場合には、その限りではありません。また、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合もあります。
- (2) 当施設において、利用者の責に帰すべき事由により当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し、その損害を賠償するものとします。

17. 非常災害対策について

災害防止と入所者の安全を図るため、防火管理者及び消防計画を定め、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

18. 運営推進会議について

- (1)施設のおこなう事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置します。
- (2)運営推進会議は、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、福岡市の職員又は地域包括支援センターの職員及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等で構成し、施設サービスの活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とし、2月に1回以上開催します。

19. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	② なし		